# 入善町告示第61号

# 入善町消防団応援の店事業実施要綱を次のように定める。

# 平成28年７月19日

# 入善町長　笹　島　春　人

入善町消防団応援の店事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、消防団員の確保及び地域防災力の向上を目的として、町内の事業所等の協力を得て、入善町消防団応援の店事業を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 事業所等 入善町内の事業所、店舗その他の団体をいう。

(2) 応援の店 事業所等であって、町長が入善町の消防団員又は全国の消防団員（以下「消防団員」という。）に対して優遇措置を実施する事業所等として認めたものをいう。

（登録申請）

第３条　応援の店の登録を受けようとする事業所等は、入善町消防団応援の店登録申請書（様式第１号）を町長に提出するものとする。

（登録基準）

第４条　町長は、前条に規定する申請について、当該事業所等に消防団員を対象とした明確な優遇措置が設けられていると認めるときは、応援の店として登録するものとする。

２　町長は、応援の店の登録をしようとするときは、入善町消防団応援の店登録台帳（様式第２号）に事業所等の名称、所在地、優遇措置の内容その他必要事項を記録管理するものとする。

（表示証の交付）

第５条　町長は、前条の規定により事業所等を登録したときは、当該事業所等に入善町消防団応援の店表示証（様式第３号。以下「表示証」という。）を交付するものとする。

（応援の店の表示）

第６条　応援の店は、交付された表示証を事業所等の見やすい場所に掲示するものとする。

２　応援の店は、当該事業所等のパンフレット、チラシ、ポスター、看板及びホームページ等に応援の店である旨を表示することができる。

（登録の変更）

第７条　応援の店は、事業所等の名称、所在地、優遇措置の内容等の登録内容を変更しようとするときは、入善町消防団応援の店登録変更届出書（様式第４号）を町長に提出するものとする。

（登録の廃止）

第８条　応援の店は、優遇措置の終了又は事業の廃止等により、登録を廃止しようとするときは、入善町消防団応援の店登録廃止届出書（様式第５号）に表示証を添えて、町長に提出するものとする。

（登録の取消し）

第９条　町長は、応援の店が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

(1) 事業を廃止又は休止し、前条の規定による届け出がないとき。

(2) 第４条の要件を満たさないことが判明したとき。

(3) その他応援の店として適当でないと認められるとき。

２　町長は、前項に該当する応援の店に対し、表示証を返還させることができる。

（遵守事項）

第10条　消防団員は、応援の店において優遇措置を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 応援の店の指示に従い、市町村長等が交付する団員証等（以下「団員証」という。）を提示しなければならない。なお、団員証に写真が貼付されていない場合は、運転免許証その他本人確認ができるものを併せて提示するものとする。

(2) 優遇措置に関して、応援の店に強要してはならない。

２　団員証の利用にあたり、前項の規定に違反し、応援の店の指示を守らないことその他の事由により損害を与えたときの責任は、当該利用に係る団員証の所有者本人に帰する。

（公表）

第11条　町長は、事業所等の名称、所在地、優遇措置の内容その他必要事項を公表することができる。

（その他）

第12条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

　この要綱は、平成28年８月１日から施行する。